

お知らせコーナー

中京区役所 ☎ 812-0061 (代表)
〒604-8588
西堀川通御池下る FAX 812-0408

申…申込み 時…日時 所…場所
対…対象 内…内容 問…問合せ
定…定員 費…費用 要…必要な物

国民健康保険からのお知らせ

新しい高齢受給者証をお送りします

京都市国民健康保険に加入している70～74歳の方がお持ちの高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れ、8月1日以降は使用できません。新しい受給者証を7月中旬にお届けします。古い受給者証は、保険年金課にお返しいただくか、細かくきざんで処分してください。

負担割合が3割の受給者証をお持ちの方で、世帯の平成30年中の収入が次の条件のいずれかに当てはまる場合は、申請により負担割合が2割となります。変更後の負担割合は、申請した月の翌月から適用されます。

条件1

70～74歳の国保加入者が1人の場合は383万円未満（2人以上の場合は収入の合計額が520万円未満）

条件2

70～74歳の国保加入者と国保から後期高齢者医療制度に移った方の収入の合計が520万円未満

☎保険年金課 資格担当 (☎812-2583)

国民年金からのお知らせ

障害基礎年金の所得状況届等の取扱いが変更されます

国民年金の障害基礎年金（年金証書のコード「2650」「6350」）を受給されている方へお送りしている「所得状況届」等が原則廃止され、提出が不要となります。

また、障害状態確認届の提出期限が誕生日月の末日に変更されます。

☎保険年金課 保険給付・年金担当 (☎812-2585)

後期高齢者医療制度からのお知らせ

今月中旬に後期高齢者医療保険料の通知書をお送りします

平成31年度の市民税が決定することを受けて、平成31年度の後期高齢者医療保険料額が決まります。

7月中旬に平成31年度の保険料額と、7月以降の保険料の納付方法についてお知らせします。

☎保険年金課 資格担当 (☎812-2583)

新しい後期高齢者医療限度額適用・標準負担減額認定証(減額認定証)をお送りします

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月31日のため、8月以降は使用できません。

8月以降も保険証の負担割合が1割で世帯全員が住民税非課税の方には、新しい減額認定証をお送りします（世帯に所得不明の方がいる場合等は交付申請が必要です。）

7月末までに減額認定証が届かない場合には保険年金課までご相談ください。

☎保険年金課 保険給付・年金担当 (☎812-2585)

介護保険料通知書をお送りします

65歳以上の方へ、平成31年度保険料の確定額の通知書を7月下旬にお送りします。

通知書に納付書が付いている方は、納期限までに金融機関、郵便局（ゆうちょ銀行）でお納めください。

※納付には口座振替が便利です。お申込みは取扱金融機関、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口まで。

☎健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (☎812-2566)

中京いきいき市民活動センター

西ノ京新建町12-34
☎ 802-1301 FAX 841-4601
休館日 毎週火曜日 時間 10時～21時
※日曜は～17時

●いきいきカフェ

市民の皆様の健康といきいきと暮らす毎日を応援するために「いきいきカフェ」を開催します。ぜひお越しください。

時 8月9日(金) 13時～14時45分

13時～グラスアート体験

14時～健康体操

14時15分～交流タイム

定 先着30名

費 1100円

申 7月20日(土)～8月2日(金) に電話、FAX等にて。

●いきセンで繋がる！子育てを通じた交流事業「のびのびサロン」

子育てに関する悩みや楽しみを分かち合いながら、自由に交流していただけます。

今回は絵本の読み聞かせとわらべ歌を実施します。

時 8月2日(金) 10時半～12時

定 先着15組(親子)

費 無料

申 7月20日(土)～7月26日(金) に電話、FAX等にて。

中央青少年活動センター

東洞院通六角下る
☎ 231-0640 FAX 231-1231
Eメール chuo@ys-kyoto.org
休館日 毎週水曜日 時間 10時～21時
※日曜・祝日は～18時

●トレーニングジムガイダンス受講者募集中！

使える街中トレーニングジム。自分のペースで運動ができます。ガイダンスを受けて、夏の間にジム通いをスタートさせませんか。

時 毎月第2日曜 10時半～

第4土曜 18時15分～

※1時間程度

対 市内在住・通勤・通学している中学生以上の方

定 25名

費 受講料200円＋ジム使用料(30歳以下の方300円、31歳以上の方610円)

申 電話にて。



中央図書館

丸太町通七本松西入

☎ 802-3133 FAX 812-5816

休館日 毎週火曜日 時間 9時半～20時半

※土曜は～19時 ※日祝及び児童図書室は～17時

図書の展示と貸出

●8月のテーマ

「涼しくなる本」、「平和を考える」、「京のええとこ」

福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新のご案内

前年の所得等をもとに8月からの受給資格の更新判定を行い、受給資格のある方には7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方には資格喪失通知書を送付します(判定に所得証明等の書類の提出が必要な場合があります。ひとり親家庭等医療については更新申請書(現況届)の提出が必要です。)

更新の際に所得超過等の理由により資格喪失となった方でも、所得の更正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがあります。その場合は再度申請してください。

前年の所得により判定を行うため、前回、所得超過により資格喪失となった方でも対象となることがあります。その場合は8月に申請してください。(重度障害老人健康管理費については、7月中旬に申請してください。)

問合せ先・申請先

| | |
|-------------|------------------------------------|
| ひとり親家庭等医療 | 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (☎812-2543) |
| 重度心身障害者医療 | 障害保健福祉課 (☎812-2594) |
| 老人医療 | 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (☎812-2566) |
| 重度障害老人健康管理費 | 保険年金課 (☎812-2583) |

※問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

各種相談のご案内 いずれも無料

場所 区役所1階特別相談室

①弁護士による市民法律相談(予約制)

相談時間は1名20分程度

日時 毎週水曜日 13時15分～15時15分

受付 相談日の週の月曜日から電話、窓口(1階まちづくり推進担当)にて予約
※受付は平日8時半～17時

問合せ まちづくり推進担当 (☎812-2426)

②行政相談員による行政相談

日時 8月1日(木) 13時半～15時半

問合せ まちづくり推進担当 (☎812-2426)
総務省京都府行政監視行政相談センター
(☎802-1100)

③行政書士による困りごと相談

日時 8月14日(水) 10時～11時50分

問合せ 京都府行政書士会事務局 (☎692-2500)

④司法書士による登記・法律相談

相談時間は1名30分程度

日時 7月18日(木) 9時半～11時半

受付 当日9時から(先着4名)

問合せ 京都司法書士会 (☎255-2566)

